

1 方針協議 作業事項

(1) 基本方針承認審査

① 目的

「大阪市情報システム等の整備及び運用に関する規程」第7条に基づく方針協議では、最高情報統括責任者が基本方針について、システム刷新計画への準拠性、概算見積の適正性、費用対効果、全体スケジュールの妥当性等について審査します。

② 実施事項

- (a) 協議依頼書・基本方針書及び関係書類を揃えて、デジタル統括室に提出します。
- (b) デジタル統括室において内部審査を行い、基本方針書に記載された事項の内容確認を行います。この審査は通常2週間程度の期間を要します。なお、クラウドサービスを導入する協議においては「大阪市クラウドサービス利用基準」及び「大阪市生成 AI ガイドライン」による審査を同時に実施しますので、追加で2週間程度(計1カ月程度)の審査期間が必要となる場合があります。
- (c) 不明点や不足事項について、デジタル統括室より確認、資料補足が求められることがあります。この場合は、必要とされる書類や内容の精査を行い、内容充実を図った改訂資料を提出します。また、追加説明(ヒアリング)を求められる場合もありますので対応をお願いします。
- (d) 最高情報統括責任者が審査を行い、審査結果を情報統括責任者に通知します。
- (e) 審査の結果、システムの調達に向けてデジタル統括室から意見を付す場合があります。その場合は、調達協議までに必要な検討を実施してください。
- (f) 承認後の方針協議内容に変更等がある場合は、必要に応じてデジタル統括室まで連絡を行ってください。

2 予算 作業事項

(1) 予算算定

① 目的

情報システムの基本仕様、費用及び調達方針を明確にし、情報システム調達にかかる費用の予算化を図ります。

② 実施事項

(a) 予算算定額の適正性検証

予算算定にあたっては、情報システムや機器の基本仕様を明確にし、市内部の類似システムや他都市状況の費用調査を実施するとともに複数事業者から工数内訳を明確にした

見積りを取得するなど、予算算定に必要な情報を収集し、妥当性の評価が可能な積算を行います。

なお、見積りを取得する際は、「大阪市情報システム等の整備及び運用に関する規程」及び「大阪市情報セキュリティ管理規程」並びにそれらの関連要綱、基準及びガイドライン等を遵守することを前提とした見積りを取得します。

さらに、予算要求額と定量化した市民サービスや削減コスト等を比較し、開発経費だけではなく、改修経費や運用・保守・機器等の経費を含めたトータルコストから見た ICT 関連経費の適正性について検証を行います。これまでの ICT 関連経費の適正化の取組みを踏まえ、各所属において自律的に適正な価格で ICT 関連経費等の予算算定を行ってください。（毎年予算算定照会前に「ICT 関連経費の予算算定ポイント」を公開する予定ですので、そちらを参考としてください。）